

地域密着型通所介護

指導基準

—令和3年4月1日適用—

<根拠法令>

「法」 = 「介護保険法（平成9年法律第123号）」

「法施行規則」 = 「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」

「基準条例」 = 「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）」

「令和3年台東区条例第8号」 = 「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月26日台東区条例第8号）」

「平12厚告27号」 = 「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）」

「平17厚告419号」 = 「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する基準（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）」

「平18厚告126号」 = 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」

「利用者等告示」 = 「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）」

「大臣基準告示」 = 「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」

「令和3年厚告第73号」 = 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年3月15日厚生労働省告示第73号）」

「老企第41号」 = 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について
(平成12年3月8日老企第41号)」

「老企第54号」 = 「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」

「平13老振発第18号」 = 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」

「解釈通知」 = 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号)」

「留意事項通知」 = 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号)」

※新型コロナウイルス感染症に係る臨時の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」によるものとする。

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針	指定地域密着型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持又は向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。	法第78条の3 基準条例第60条の2	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員及び設備に関する基準 1 従業者の員数	(1) 指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか ① 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る）が勤務している時間数の合計を、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除した数が1以上となるために必要な数を配置しているか。 注）指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、二単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 イ 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能である。尚、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。 注）生活相談員は、社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格（社会福祉主任用資格）を有する者又は、これと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。 ※同等以上の能力を有すると認められる者 ・介護支援専門員 ・特別養護老人ホームで介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者 ・老人福祉施設の施設長経験者で、施設長として1年以上の実務経験を有する者 ・介護老人福祉施設、通所介護事業所、地域密着型サービス、介護老人保健施設及び短期入所生活介護等における、介護に係る実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）ある介護福祉士	法第78条の4第1項 基準条例第60条の3第1項第1号 解釈通知第3の二の二の1の (1) ①、(2) 平成28年9月15日付28福保高介 第875号「通所介護及び短期入 所生活介護事業所における生活 相談員の資格要件について」及 び同留意事項通知	・就業規則 ・賃金台帳等 ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 ・成績証明書 ※3科目主事により生活相談員を配置する場合、厚労省が指定する科目が卒業年度で変わること、経済学Ⅰ・Ⅱのように1つの科目がカリキュラム上複数に分けられている場合、それら全てを修めていないと当該科目を履修したことにならないため、その者の卒業年度、履修科目の確認を怠らないこと

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>②看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）</p> <p>指定地域密着型通所介護の単位（指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下人員に関する基準において同じ）ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>注）看護職員については、提供日ごとに、当該事業所において看護関係業務に必要な時間帯は専従配置しなければならない。その上で、それ以外の時間帯においては、指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>ア 指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合提供時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。</p> <p>注）アとイにおける、密接かつ適切な連携：当該事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制等を確保すること</p>	基準条例第60条の3第1項第2号 解釈通知第3の二の二の1の (1) の⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証
	<p>③ 介護職員</p> <p>指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては1人以上、15人を超える場合にあっては、1に15人を超える部分の数を5で除して得た数を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>注）利用者の数：単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用者の数。実人数。 注）利用定員：単位ごとの指定地域密着型通所介護についての利用定員（利用者の数の上限）</p> <p>※ 8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。</p> <p>※ 生活相談員、介護職員及び看護職員又は介護職員の人員配置については、提供日ごとに当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。</p>	基準条例第60条の3第1項第3号 解釈通知第3の二の二の1の (1) の②、③	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>※ 生活相談員については、指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず次の計算式のとおり指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式) 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、一単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p> </div>	解釈通知第3の二の二の1の(1)の④	
	<p>※ 介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(単位ごとに確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式) ・利用者数15人まで：確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数16人以上：確保すべき勤務延時間数＝$((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$ ※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数5時間の場合、$(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいため、従業員の員数に係らず、$5 \times 1.6 = 8$時間の勤務延時間数分の人員配置が必要。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例（別表2）参照。 尚、介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意。 又、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事できることから、例えば複数の単位の指定地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能。</p> </div>	解釈通知第3の二の二の1の(1)の⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・通所介護記録 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類 ・資格証(写)

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等																																																															
	<p>※ 別表一：人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者数</th> <th colspan="7">平均提供時間数</th> </tr> <tr> <th>3時間</th> <th>4時間</th> <th>5時間</th> <th>6時間</th> <th>7時間</th> <th>8時間</th> <th>9時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人</td> <td>3 時間</td> <td>4 時間</td> <td>5 時間</td> <td>6 時間</td> <td>7 時間</td> <td>8 時間</td> <td>9 時間</td> </tr> <tr> <td>10人</td> <td>3 時間</td> <td>4 時間</td> <td>5 時間</td> <td>6 時間</td> <td>7 時間</td> <td>8 時間</td> <td>9 時間</td> </tr> <tr> <td>15人</td> <td>3 時間</td> <td>4 時間</td> <td>5 時間</td> <td>6 時間</td> <td>7 時間</td> <td>8 時間</td> <td>9 時間</td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>3.6 時間</td> <td>4.8 時間</td> <td>6 時間</td> <td>7.2 時間</td> <td>8.4 時間</td> <td>9.6 時間</td> <td>10.8 時間</td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>4.2 時間</td> <td>5.6 時間</td> <td>7 時間</td> <td>8.4 時間</td> <td>9.8 時間</td> <td>11.2 時間</td> <td>12.6 時間</td> </tr> <tr> <td>18人</td> <td>4.8 時間</td> <td>6.4 時間</td> <td>8 時間</td> <td>9.6 時間</td> <td>11.2 時間</td> <td>12.8 時間</td> <td>14.4 時間</td> </tr> </tbody> </table>	利用者数	平均提供時間数							3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	5人	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	10人	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	15人	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	16人	3.6 時間	4.8 時間	6 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間	17人	4.2 時間	5.6 時間	7 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間	18人	4.8 時間	6.4 時間	8 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間	解釈通知別表一	
利用者数	平均提供時間数																																																																	
	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間																																																											
5人	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間																																																											
10人	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間																																																											
15人	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間																																																											
16人	3.6 時間	4.8 時間	6 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間																																																											
17人	4.2 時間	5.6 時間	7 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間																																																											
18人	4.8 時間	6.4 時間	8 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間																																																											
	<p>④ 機能訓練指導員</p> <p>機能訓練指導員は1以上確保されているか。</p> <p>機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する地域密着型通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること</p>	基準条例第60条の3第1項第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 																																																															
	(2)指定地域密着型通所介護事業所の利用定員が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか	基準条例第60条の3第2項																																																																
	(3)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、(1)③の介護職員((2)の適用を受ける場合は看護職員又は介護職員)を常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させているか。	基準条例第60条の3第3項																																																																
	(4)(1)(2)にかかわらず、指定地域密着型通所介護の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。	基準条例第60条の3第4項																																																																
	(5)機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする	基準条例第60条の3第6項																																																																

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(6)機能訓練指導員は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。 ※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、一定の実務経験を有するはり師又はきゅう師の資格を有する者とする。 但し、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。 なお、はり師及びきゅう師は、PT、OT、ST、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	基準条例第60条の3第6項 解釈通知第3の二の二の1の(3)	
	(7)生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。	基準条例第60条の3第7項	
	(8) 指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について、区の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる	基準条例第60条の3第8項	
2 管理者	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、当該指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	基準条例第60条の4 解釈通知第3の二の二の1の(4)	・勤務実績表／タイムカード ・管理者の雇用形態が分かる文書
第3 設備に関する基準	(1) 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設ける他、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備をいう。 (2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。 ①食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができます。 ②相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	基準条例第60条の5第1項 解釈通知第3の二の二の2の(1) 基準条例第60条の5第2項 解釈通知第3の二の二の2の(2)	・平面図 ・設備、備品台帳

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(3)(1)の設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。但し、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	基準条例第60条の5第3項 解釈通知第3の二の二の2の(4)	
	(4)(3)ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った区長に届け出るものとする。	基準条例第60条の5第4項 解釈通知第3の二の二の2の(5)	
	(5)指定地域密着型通所介護事業者が基準条例第60条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	基準条例第60条の5第5項	
第4 運営に関する基準 1 管理者の責務	(1)管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2)管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に基準条例「第3章の2第4節 運営に関する基準」を遵守させるための指揮命令を行っているか。	基準条例第60条の11第1項 解釈通知第3の二の二の3の(4) 基準条例第60条の11第2項 解釈通知第3の二の二の3の(4)	・組織図、組織規程 ・業務分担票 ・業務日誌等
2 運営規程	指定地域密着型通所介護事業者は、各指定地域密着型通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下において「運営規程」という。）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容（人員基準を満たす範囲で「○人以上」と記載することも差し支えない。） ③ 営業日及び営業時間（8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定地域密着型通所介護事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること） ④ 指定地域密着型通所介護の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者（実人員数）の数の上限をいう。） ⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域（当該指定地域密着型通所介護事業所が通常時に指定地域密着型通所介護を提供する地域をいう。） ⑦ 指定地域密着型通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までの間は努力義務とする。） ⑪ その他運営に関する重要事項	基準条例第60条の12 解釈通知第3の二の二の3の(5) 令和3年台東区条例第8号付則第2条	・運営規程 ・重要事項説明書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
3 勤務体制の確保等	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。 (2)指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。 (3)当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定地域密着型通所介護については、この限りでない。 (4)指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※当該義務付けの対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。 ※養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者、認知症の介護等に係る研修を修了した者については、対象外として差し支えない。 ※新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講せること。 ※認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置は、令和6年3月31日までの間は努力義務とする。	基準条例第60条の13第1項 解釈通知第3の二の二の3の(6)の① 基準条例第60条の13第2項 解釈通知第3の二の二の3の(6)の② 基準条例第60条の13第3項 解釈通知第3の二の二の3の(6)の③ 令和3年台東区条例第8号付則第5条	・就業規則 ・運営規程 ・雇用の形態（常勤・非常勤がわかる文書） ・勤務実績表 ・研修計画、実施記録
	(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ※セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。（パワーハラスメント対策については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業は、令和4年3月31日までの間は努力義務とする。） ②相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	基準条例第60条の13第4項 解釈通知第3の二の二の3の(6)の④準用（第3の一の4の(22)⑥）	・事業者におけるハラスメント防止の方針 ・被害防止のためのマニュアル ・研修計画、実施記録
	(6)利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じよう努めているか。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組 メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等 ③被害防止のための取組 マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
4 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。	基準条例第3条第4項 解釈通知第3の一の4の(1)	
5 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	基準条例第60条の20準用（第10条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(2)の①）	・運営規程 ・重要事項説明文書 ・利用契約書
	(2)重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。 ①重要事項に関する規程概要 ②地域密着型通所介護従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥その他	解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(2)の①）	
	(3)指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、(1)による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供しているか。	基準条例第60条の20準用（第10条第2項から第6項まで）	・電磁的方法により提供等した関係書類等
6 提供拒否の禁止	指定地域密着型通所介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んではいないか。 (正当な理由) ・当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合	基準条例第60条の20準用（第11条） 解釈通知第3の二の二の3の準用(14)（第3の一の4の(3)）	・利用申込受付簿
7 サービス提供困難時の対応	指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	基準条例第60条の20準用（第12条） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(4)）	・サービス提供依頼書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
8 受給資格等の確認	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	基準条例第60条の20準用（第13条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(5) の①）	・介護保険番号、有効期限等確認している記録等
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するよう努めているか。	基準条例第60条の20準用（第13条第2項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(5) の②）	
9 要介護認定の申請に係る援助	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている	基準条例第60条の20準用（第14条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(6) の①）	・利用者に関する記録
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っている	基準条例第60条の20準用（第14条第2項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(6) の②）	
10 心身の状況等の把握	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	基準条例第60条の6	・サービス担当者会議の記録
11 指定居宅介護支援事業者との連携	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準条例第60条の20準用（第16条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(7))	・サービス担当者会議の記録
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準条例第60条の20準用（第16条第2項） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(7))	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出こと等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	基準条例第60条の20準用（第17条） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（8））	・利用者の届出控等 ・居宅サービス計画書（1)(2)
13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか。	基準条例第60条の20準用（第18条） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（9））	・居宅サービス計画書 ・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供記録
14 居宅サービス計画の変更の援助	指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	基準条例第60条の20準用（第19条） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（10））	・居宅サービス計画書 ・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供票
15 サービスの提供の記録	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。	基準条例第60条の20準用（第21条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（12）の①） 基準条例第60条の20準用（第21条第2項） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（12）の②）	・サービス提供票 ・サービス提供票別表 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・送迎記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
16 利用料等の受領	(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。	基準条例第60条の7第1項 解釈通知 第3の二の二の3の(1) の①参照 (第3の一の4の(13) の①)	・請求書 ・領収書
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか	基準条例第60条の7第2項の①参照 (第3の一の4の(13) の②)	
	(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用 ②指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③食事の提供に要する費用 ④おむつ代 ⑤①～④に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの	基準条例第60条の7第3項 解釈通知 第3の二の二の3の(1) の②	
	(4) 食事の提供に要する費用及び日常生活に要する費用については、指針の定め及び通知によるものとなっているか。	基準条例第60条の7第4項 解釈通知 第3の二の二の3の(1) の② 平17厚告419号 老企第54号	
	(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか	基準条例第60条の7第5項 解釈通知 第3の二の二の3の(1) の①参照 (第3の一の4の(13) の④)	
	(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該利用者に対し、法施行規則第65条の5において準用する第65条の規定で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項準用 (第41条第8項)	
	(7) 指定地域密着型通所介護事業者は、法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定地域密着型通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか	法施行規則第65条の5準用 (第65条)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
17 保険給付の請求のための証明書の交付	保険給付の請求の申請に必要となる証明書の交付指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に掛かる利用料の支払を受けた場合、当該指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	基準条例第60条の20準用（第23条） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(14)）	・サービス提供証明書控
18 指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針	(1)指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。	基準条例第60条の8第1項	・地域密着型通所介護計画書 ・評価を実施した記録
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、提供するサービスの質の評価を行い常に改善を図っているか。	基準条例第60条の8第2項	
19 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	(1)指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれているか。	基準条例第60条の9第1項第1号 解釈通知第3の二の二の3の(2) の①、③	・地域密着型通所介護計画書 ・研修に関する記録 ・利用者に関する記録
	(2)指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれているか。	基準条例第60条の9第1項第2号 解釈通知第3の二の二の3の(2) の⑤	
	(3)指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	基準条例第60条の9第1項第3号 解釈通知第3の二の二の3の(2) の④	
	(4)従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっているか。	基準条例第60条の9第1項第4号 解釈通知第3の二の二の3の(2) の②	
	(5)指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	基準条例第60条の9第1項第5号	
	(6)指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。	基準条例第60条の9第1項第6号	
	(7)指定地域密着型通所介護事業者は、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を整えているか。	基準条例第60条の9第6号 解釈通知第3の二の二の3の(2) の③	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
20 地域密着型通所介護計画の作成	(1)指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。 (2)地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。 (3)地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 (4)指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (5)指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。 (6)地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (7)居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	基準条例第60条の10第1項 解釈通知第3の二の二の3の(3)の① 解釈通知第3の二の二の3の(3)の② 基準条例第60条の10第2項 解釈通知第3の二の二の3の(3)の③ 基準条例第60条の10第3項 解釈通知第3の二の二の3の(3)の④ 基準条例第60条の10第4項 解釈通知第3の二の二の3の(3)の④ 基準条例第60条の10第5項 解釈通知第3の二の二の3の(3)の⑤ 解釈通知第3の二の2の3の(3)の⑥準用(第3の一の4の(16)の⑫)	・地域密着型通所介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・アセスメントシート ・モニタリングシート
21 利用者に関する区への通知	指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	基準条例第60条の20準用(第29条) 解釈通知第3の二の二の3の(14)準用(第3の一の4の(18))	・区に通知した記録
22 緊急時等の対応	地域密着型通所介護従業者等は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準条例第60条の20準用(第54条) 解釈通知第3の二の二の3の(14)準用(第3の二の4の(3))	・運営規程 ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
23 定員の遵守	指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていないか。但し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	基準条例第60条の14	・運営規程 ・重要事項説明書 ・業務日誌 ・国保連への請求書控え
24 非常災害対策	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 (2)指定地域密着型通所介護事業者は、(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	基準条例第60条の15第1項 解釈通知第3の二の二の3の(7)の① 基準条例第60条の15第2項 解釈通知第3の二の二の3の(7)の②	・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出
25 業務継続計画の策定等 ※令和6年3月31日までの間は努力義務	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する)指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携 (2)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 研修においては、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。 (3)指定地域密着型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	基準条例第60条の20準用（第33条の2第1項） 解釈通知第3の二の二の3の(7)の①、② 令和3年台東区条例第8号付則第3条 令和2年12月14日老高発1214第1号、老認発1214第1号、老老発1214第1号「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」	・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練（シミュレーション）の記録
		基準条例第60条の20準用（第33条の2第2項） 解釈通知第3の二の二の3の(7)の①、③、④	
		基準条例第60条の20準用（第33条の2第3項）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
26 衛生管理等	<p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ※令和6年3月31日までの間は努力義務とする。</p> <p>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。 ※感染対策担当者を決めておくこと。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。</p> <p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等） ・事業所内及び関係機関との連絡体制の整備</p> <p>(4) (3) の指針に基づいた研修及び訓練（シミュレーション）を、いずれも年1回以上実施しているか。 ※新規採用時は研修を実施することが望ましい。</p>	<p>基準条例第60条の16第1項 解釈通知第3の二の二の3の(9)の①</p> <p>基準条例第60条の16第2項 解釈通知第3の二の二の3の(9)の② 令和3年台東区条例第8号付則第4条 令和3年3月9日老高発0309第1号、老認発0309第1号、老老発0309第1号「介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査等の記録 ・受水槽等の清掃記録 ・衛生管理マニュアル ・保健所の指導等に関する記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修計画、実施記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施記録
27 掲示	<p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。 ※重要な事項を記載したファイル等を、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付けることで掲示に代えることができる。</p>	<p>基準条例第60条の20準用（第35条） 解釈通知第3の二の二の3の(14)準用（第3の一の4の(25)）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示物 ・重要な事項を記載したファイル等
28 秘密保持等	<p>(1) 指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>基準条例第60条の20準用（第36条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の(14)準用（第3の一の4の(26)の①）</p> <p>基準条例第60条の20準用（第36条第2項） 解釈通知第3の二の二の3の(14)準用（第3の一の4の(26)の②）</p> <p>基準条例第60条の20準用（第36条第3項） 解釈通知第3の二の二の3の(14)準用（第3の一の4の(26)の③）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の秘密保持誓約書 ・個人情報使用同意書（利用者、家族）

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
29 広告	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	基準条例第60条の20準用（第37条）	・パンフレット／チラシ ・ホームページ
30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定地域密着型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準条例第60条の20準用（第38条） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（27））	
31 苦情処理	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	基準条例第60条の20準用（第39条第1項） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（28）の①）	・重要事項説明書 ・運営記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情に係る指導等に関する記録 ・区への報告記録 ・国保連への報告記録
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	基準条例第60条の20準用（第39条第2項） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（28）の②）	
	(3)指定地域密着型通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（28）の②）	
	(4)指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第60条の20準用（第39条第3項） 解釈通知第3の二の二の3の（14）準用（第3の一の4の（28）の③）	
	(5)指定地域密着型通所介護事業者は、区からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区に報告しているか。	基準条例第60条の20準用（第39条第4項）	
	(6)指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第60条の20準用（第39条第5項）	
	(7)指定地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準条例第60条の20準用（第39条第6項）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
32 地域との連携	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	基準条例第60条の17 解釈通知第3の二の二の3の(10)の①	・運営推進会議の記録 ・地域交流に関する記録 ・外部評価の結果
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	基準条例第60条の17第2項 解釈通知第3の二の二の3の(10)の②	
	(3)指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図っているか。	基準条例第60条の17第3項 解釈通知第3の二の二の3の(10)の③	
	(4)指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、区が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。	基準条例第60条の17第4項 解釈通知第3の二の二の3の(10)の④参照（第3の一の4の(29)の④）	
	(5)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めているか。	基準条例第60条の17第5項 解釈通知第3の二の二の3の(10)の⑤参照（第3の一の4の(29)の⑤）	
33 事故発生時の対応	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	基準条例第60条の18第1項、第2項 解釈通知第3の二の二の3の(11)	・事故対応マニュアル ・区、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
	(2)指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。	基準条例第60条の18第1項、第2項 解釈通知第3の二の二の3の(11)の①	
	(3)指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	基準条例第60条の18第3項 解釈通知第3の二の二の3の(11)の②	
	(4)指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、（1）の規定に準じた必要な措置を講じているか。	基準条例第60条の18第4項 解釈通知第3の二の二の3の(11)の③	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
34 虐待の防止 ※令和6年3月31日までの間は努力義務	<p>指定地域密着型通所介護事業者は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ②虐待の防止のための指針の整備に関すること ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>※管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確すること。 ※事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用すること。 ※虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。 ※のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p>(3) (2) の指針に基づいた研修を年1回以上実施しているか。</p> <p>※新規採用時は必ず研修を実施すること。 ※研修の内容について記録すること。</p> <p>(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※(1) の委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。</p>	<p>基準条例第3条第3項 基準条例第60条の20準用（第41条の2） 解釈通知第3の二の二の3の (12) 参照（第3の一の4の (31) ） 令和3年台東区条例第8号付則第2条</p>	<p>・虐待防止検討委員会の記録 ・虐待の防止のための指針 ・研修計画、実施記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
35 会計の区分	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	基準条例第60条の20準用（第42条） 解釈通知第3の二の二の3の(14) 準用（第3の一の4の(32)） 平13老振発第18号	・会計関係書類
36 記録の整備	(1)指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 (2)指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ①地域密着型通所介護計画 ②基準条例第60条の20において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③基準条例第60条の20において準用する第29条に規定する区への通知に係る記録 ④基準条例第60条の20において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤基準条例第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥基準条例第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 ※「その完結の日」とは、①から⑤までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、⑥の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。	基準条例第60条の19第1項 解釈通知第3の二の二の3の(13) 基準条例第60条の19第2項 解釈通知第3の二の二の3の(13)	・職員名簿 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類 ・地域密着型通所介護計画書 ・介護日誌 ・介護記録 ・区への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録 ・運営推進会議に係る記録 ・送迎に関する記録
37 その他	外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係期間や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。	平成28年9月15日付老高発0915 第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	
第5 電磁的記録及び電磁的方法	電磁的記録により行う場合や電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 ①電磁的記録について 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 ②電磁的方法について 利用者及びその家族等（以下「利用者等」。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。	基準条例第204条 解釈通知第5 留意事項通知第2の1の(13) 平成29年4月14日個情第534号・ 医政発0414第6号・老発0414第1号「医療・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドンス」 令和3年1月29日医政発0129第1号「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第6 変更の届出等	(1)事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。	法第78条の5第1項 法施行規則第131条の13第1項から第3項まで	・届出書類の控
	(2)事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を区長に届け出ているか。	法第78条の5第2項 法施行規則第131条の13第4項	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第7 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	(1) 指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定地域密着型通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、に事前に届出を行った場合は、この限りではない。 (2) 指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数がある時は、その端数金額は切捨てて計算しているか。 (4) 令和3年9月30日までの間、1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額（四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。）を算定しているか。（基本報酬に加減算を乗じた額の場合は、当該1月あたりの算定単位数に0.1%を乗じた額を算定する。）	法第42条の2 平18厚告126号の一 平18厚告126号の二 平18厚告126号の三 老企第41号 令和3年厚告第73号附則第12条 留意事項通知第2の1 (1) 令和3年3月31日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」	
2 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合の算定	(1) 利用者の数が法施行規則第131条の3の2の規定に基づき区分に提出した運営規程に定められている登録定員を超えている場合、全利用者について所定単位数の100分の70により算定しているか。 (2) 看護・介護職員の員数配置が基準を満たしていない場合、全利用者について所定単位数の100分の70により算定しているか。 ※ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合はその翌月から、1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から、人員欠如が解消に至った月まで減算となる。	留意事項通知第2の1 (6)、第2の3の2 (22) 平12告示27号五の二のイ 留意事項通知第2の1 (8)、第2の3の2 (23) 平12告示27号五の二のハ	・利用者に関する記録 ・職員勤務表
3 所要時間による区分の取扱い	所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の一（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法）に該当する場合【利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合】は、同告示により算定しているか。	平18厚告126号の別表2の2イ注1 留意事項通知第2の3の2 (1)	
4 短時間の場合の取扱い	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間3時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告126号の別表2の2イ注4 留意事項通知第2の3の2 (2) 利用者等告示・三十五の三	・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供票・別表

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
5 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱い	感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。	平18厚告126号の別表2の2イ注5 留意事項通知第2の3の2 (3) 令和3年3月16日老認発0316第4号、老老発0316第3号「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護費等の介護報酬による評価
6 9時間以上の場合に係る加算の取扱い	日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（算定対象時間）が9時間以上となる時は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を、12時間以上13時間の未満の場合は200単位を、13時間以上14時間未満の場合は250単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚告126号の別表2の2イ注6 留意事項通知第2の3の2 (4)	・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供票・別表
7 災害時等の取扱い	災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合は、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行っているか。	平18厚告126号の別表2の2イ注1 留意事項通知第2の3の2 (5)	
8 共生型地域密着型通所介護を行う場合の取扱い	次に掲げる指定障害福祉サービス事業所が共生型地域密着型サービスの事業を行う場合は、次に掲げる単位数を算定しているか。 ①指定生活介護事業所が行う場合 所定単位数の100分の93に相当する単位数 ②指定自立訓練事業所が行う場合 所定単位数の100分の95に相当する単位数 ③指定児童発達支援事業所が行う場合 所定単位数の100分の90に相当する単位数 ④指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 所定単位数の100分の90に相当する単位数	平18厚告126号の別表2の2イ注7	
9 生活相談員配置等加算	次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、共生型地域密着型サービスを行った場合の単位数を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。 イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。	平18厚告126号の別表2の2イ注8 留意事項通知第2の3の2 (6) 大臣基準告示・十四の二	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・研修修了証

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
10 入浴介助加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 入浴介助加算（I） 40単位 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 （1）入浴介助加算（I）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。 なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。 （2）地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。</p> <p>ロ 入浴介助加算（II） 55単位 次のいずれにも適合すること。 （1）イに掲げる基準に適合すること。 （2）医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。 （3）訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 （4）当該指定地域密着型通所介護事業所機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 （5）（4）の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。</p>	平18厚告126号の別表2の2イ注10 留意事項通知第2の3の2 (8) 大臣基準告示・十四の三	・入浴記録 ・居宅訪問記録 ・入浴計画
11 中重度者ケア体制加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき45単位を所定単位数に加算しているか。ただし、共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は算定しない。</p> <p>イ 指定居宅サービス等基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じ、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p>	平18厚告126号の別表2の2イ注11 留意事項通知第2の3の2 (9) 大臣基準告示・五十一の三	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 ・利用者に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
12 生活機能向上連携加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として1月につき、口については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、イは算定せず、口は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」）の助言（ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いた助言も可）に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ※「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。 ※個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。 ※目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。 ※個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ※利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>口 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注12 留意事項通知第2の3の2 (10) 大臣基準告示・十五の二</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部との連携による利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画書 ・外部との連携により行った評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価した記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 個別機能訓練加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、イ及びロについては1日につき次に掲げる単位数を、ハについては1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算(I)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(I)ロは算定しない。また、個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)ロを算定することはできない。</p> <p>イ 個別機能訓練加算(I)イ 56単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p> <p>(2)機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。</p> <p>※個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>(3)個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p> <p>個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。</p> <p>訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週1回以上実施することを目安とする。</p>	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注13 留意事項通知第2の3の2 (11) 大臣基準告示・五十一の四 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画書 ・居宅訪問チェックシート ・実施時間、訓練内容、担当者等の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(4)機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認した上で、個別機能訓練計画を作成し、個別機能訓練実施後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。</p> <p>また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。</p> <p>※利用者又は家族に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p>		
	(5)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		
	(6)個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。		
	<p>□ 個別機能訓練加算（Ⅰ）□ 85単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)イ (1) の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。この場合において、例えば1週間のうち特定の曜日だけ、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を1名以上及び専ら機能訓練を実施する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。</p> <p>ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、指定地域密着型通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、指定地域密着型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p>		
	(2)イ (2) から (5) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	<p>ハ 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ (1) から (5) まで又は□ (1) 及び (2) に掲げる基準に適合すること。</p>		・個別機能訓練計画書（様式例）
	(2)利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し（提出については、「科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）を用いて行うこととする。）、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
14 ADL維持等加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ ADL維持等加算(I) 30単位 次のいずれにも適合すること。 (1) 評価対象者（利用期間が6月を超える者をいう。）の総数が10人以上であること。 (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 ※ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとし、提出はLIFEを用いて行うこと。 (3) 評価対象利用月の翌月から6月目に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の常行等に応じた値を加えて得た値（ADL利得）について、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下「評価対象利用者」）のADL利得を平均して得た値が1以上であること。他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めるものとする。</p> <p>ロ ADL維持等加算(II) 60単位 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。 (2) 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。</p>	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注 14 留意事項通知第2の3の2 (12) 大臣基準告示・十六の二 利用者等告示・三十五の四 令和3年厚告第73号附則第5条</p> <p>平成30年4月6日老振発第0406第1号、老老発第0406第3号「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バーサルインデックスを用いて得られた評価対象者のADL値及びADL利得の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>【令和3年度についての取扱い】 評価対象期間において次の①から③までの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月（令和3年4月1日までに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合しているものとして区長に届出を行う場合にあっては、令和3年度内）に限り、ADL維持等加算(I)又は(II)を算定できる。</p> <p>①大臣基準告示第16号の2イ(1)、(2)及び(3)並びにロ(2)の基準(イ(2))については、厚生労働省への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。</p> <p>②LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。</p> <p>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>③ADL維持等加算(I)又は(II)の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする。</p> <p>ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして区長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和2年4月から令和3年3月までの期間 ②令和2年1月から令和2年12月までの期間 <p>※令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。</p>		
	<p>【ADL維持等加算(III)】 令和3年3月31日において現に、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算に係る届け出を行っている事業所であって、イ及びロに係る届け出を行っていないものは、令和5年3月31日までの間はADL維持等加算(III)を算定することができる。この場合の算定要件等は、令和3年度介護報酬改定による改正前のADL維持等加算(I)の要件によるものとする。</p>		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
15 認知症加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。ただし、共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は算定しない。</p> <p>イ 指定基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が、100分の20以上であること。</p> <p>ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。</p> <p>二 認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること。</p> <p>※「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとし、これらの者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。</p> <p>※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。</p> <p>※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等要請事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。</p> <p>※「認知症介護に係る実践的な研修」とは、「認知症介護実践者等要請事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践者研修」を指すものとする。</p> <p>※中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに中重度者ケア体制加算も算定可能。</p>	<p>平成18厚告126号の別表2の2イ注 15 留意事項通知第2の3の2 (13) 大臣基準告示・五十一の五 利用者等告示・三十五の五</p> <p>平成18年3月31日老発第 0331010号厚生労働省老健局長 通知「認知症介護実践者等養成 事業の実施について」</p> <p>平成18年3月31日老計発第 0331007号厚生労働省計画課長 通知「認知症介護実践者等養成 事業の円滑な運営について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 ・利用者に関する記録 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修修了証 ・認知症介護に係る専門的な研修修了証 ・認知症介護に係る実践的な研修修了証
16 若年性認知症利用 者受入加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※認知症加算を算定している場合は算定しない。</p> <p>※65歳の誕生日の前々日までの算定としているか。</p> <p>(2) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めているか。</p>	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注 16 留意事項通知第2の3の2 (14) 大臣基準告示・十八</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・利用者に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
17 栄養アセスメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>(1) 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。</p>	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注17 留意事項通知第2の3の2 (15) 大臣基準告示・十八の二 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 ・栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例） <p>※栄養ケア・ステーションは、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営するものに限る。</p>
	<p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。栄養アセスメントについては、3月に1回以上、①から④までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。</p> <p>①利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。</p> <p>②管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。</p> <p>③①及び2の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。</p> <p>④低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。</p>		
	<p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し（提出については、LIFEを用いて行うこととする。）、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>		
	<p>(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。</p> <p>※原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。</p>		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
18 栄養改善加算	<p>次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※栄養改善サービスの開始から3か月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、当該サービスの継続が必要と認められる利用者は引き続き算定が可能</p> <p>(1) 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うこと。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）。</p>	平18厚告126号の別表2の2イ注 18 留意事項通知第2の3の2 (16) 大臣基準告示・十九	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリスト ・栄養ケア計画（利用者等が同意した旨の記載も確認） ・栄養改善サービス提供記録 ・栄養状態モニタリング ※栄養ケア・ステーションは、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営するものに限る。

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
19 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに次に掲げる利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①口腔スクリーニング <ul style="list-style-type: none"> ・硬いもの避け、柔らかいものを中心に食べる者、入れ歯を使っている者、むせやすい者 ②栄養スクリーニング <ul style="list-style-type: none"> ・BMIが18.5未満である者、1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者、血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者、食事摂取量が不良（75%以下）である者 <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（I） 20単位</p> <p>(1) 地域密着型通所介護費のイを算定していること。</p> <p>(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(3) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ②当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（II） 5単位</p> <p>(1)イ(1)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2)①又は②に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・イ(2)に掲げる基準に適合すること。 ・算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ・算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 ②次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・イ(3)に掲げる基準に適合すること。 ・算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 ・算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注19 留意事項通知第2の3の2（17） 大臣基準告示・五十一の六 大臣基準告示・十九の二 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供記録 ・口腔・栄養スクリーニング様式（様式例）

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
20 口腔機能向上加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>※口腔機能向上加算を算定できない場合</p> <p>歯科診療を受診している場合であって、次にいずれかに該当する場合</p> <p>①医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂取機能療法を算定している場合</p> <p>②医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂取機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p>	<p>平18厚告126号の別表2の2イ注20 留意事項通知第2の3の2 (18) 大臣基準告示・五十一の七準用(二十号) 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例） ・認定調査票 ・基本チェックリスト ・口腔機能改善管理指導計画（利用者等の同意の記録も確認） ・口腔機能向上サービス提供記録 ・口腔機能状態モニタリング
	<p>イ 口腔機能向上加算（I） 150単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行っているくうとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		
	<p>ロ 口腔機能向上加算（II） 160単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ (1) から (5) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し（提出については、LIFEを用いて行うこととする。）、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
21 科学的介護推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1)利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。 ※提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</p> <p>(2)必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって（1）に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>計画（Plan） 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する。</p> <p>実行（Do） サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する。</p> <p>評価（Check） LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う。</p> <p>改善（Action） 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。</p>	平18厚告126号の別表2の2イ注21 留意事項通知第2の3の2 (19) 令和3年3月16日老老発0316第4号「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」	・地域密着型通所介護計画書 ・サービス提供記録 ・科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）（様式例）
22 サービス種類相互の算定関係	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、地域密着型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、地域密着型通所介護費を算定していないか。	平18厚告126号の別表2の2イ注22	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
23 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対する取扱い	指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を減算しているか。（傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。）	平18厚告126号の別表2の2イ注24 留意事項通知第2の3の2 (20)	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・利用者に関する記録 ・送迎に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
24 送迎を行わない場合の取扱い	利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。（事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合の減算の対象となっている場合は、当該減算の対象とならない。）	平18厚告126号の別表2の2イ注 25 留意事項通知第2の3の2 (21)	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
25 サービス提供体制強化加算	<p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（I） 22単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 ①指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（II） 18単位 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（III） 6単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 ①指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ②指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員（生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員）の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準違反に該当していないこと。</p> <p>※同一法人等（法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含む。）の異なるサービスの事業所の勤続年数や異職種（直接処遇のみ）の勤続年数は通算することができる。 ※事業所の合併、または別法人による事業承継などがあっても、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合も勤続年数に通算することができる。</p>	平18厚告126号の別表2の2ハ 留意事項通知第2の3の2 (25) 参照（第2の2 (16) ④から⑦まで） 大臣基準告示・五十一の八	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務体制一覧表 ・職員に関する記録 ・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録 <p>※前年度実績が6月末満の場合、届出日の属する月の前3月で算出</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等																		
26 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（（IV）（V）については、令和3年3月31日時点で算定している事業所は令和4年3月31日まで）、所定単位数に加算する。 但し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>（1）加算の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員処遇改善加算（I）</td><td>介護報酬総単位数の5.9%に相当する単位数</td><td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲと職場環境等要件の全てを満たす。</td></tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算（II）</td><td>介護報酬総単位数の4.3%に相当する単位数</td><td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡの全てと職場環境等要件を満たす。</td></tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算（III）</td><td>介護報酬総単位数の2.3%に相当する単位数</td><td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかと職場環境等要件を満たす。</td></tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算（IV）</td><td>介護職員処遇改善加算（III）の90%に相当する単位数</td><td>共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ又は職場環境等要件のいずれかを満たす。</td></tr> <tr> <td>介護職員処遇改善加算（V）</td><td>介護職員処遇改善加算（III）の80%に相当する単位数</td><td>共通要件を満たす。</td></tr> </tbody> </table> <p>（2）共通要件</p> <p>①賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置を講じている。 ②改善計画を作成し全ての介護職員に周知し、区に届け出ている。 ③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。但し、経営の悪化等により事業の継続を図るため介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直す場合、その内容を区長に届け出ること。 ④処遇改善に関する実績を区長に報告している。 ⑤前12月間に労働基準法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。 ⑥労働保険料の納付が適正に行われている。</p> <p>（3）キャリアパス要件</p> <p>①要件Ⅰ…任用の際の職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を書面で作成し、全ての介護職員に周知 ②要件Ⅱ…資質の向上の支援に関する計画の策定、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 ③要件Ⅲ…経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知</p> <p>（4）職場環境等要件</p> <p>届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知 ・入職促進に向けた取組　・資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ・両立支援・多様な働き方の推進　・腰痛を含む心身の健康管理 ・生産性向上のための業務改善の取組　・やりがい、働きがいの醸成 ※加算（IV）については、平成20年10月から届出月の前月までに実施した内容及び費用を周知</p>	区分	単位	要件	介護職員処遇改善加算（I）	介護報酬総単位数の5.9%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲと職場環境等要件の全てを満たす。	介護職員処遇改善加算（II）	介護報酬総単位数の4.3%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡの全てと職場環境等要件を満たす。	介護職員処遇改善加算（III）	介護報酬総単位数の2.3%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかと職場環境等要件を満たす。	介護職員処遇改善加算（IV）	介護職員処遇改善加算（III）の90%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ又は職場環境等要件のいずれかを満たす。	介護職員処遇改善加算（V）	介護職員処遇改善加算（III）の80%に相当する単位数	共通要件を満たす。	<p>平18厚告126号の別表2の2ニ 留意事項通知第2の3の2（26） 準用（第2の2（17）） 大臣基準告示・五十一の九準用 （四十八号） 令和3年厚告第73号附則第2条 令和3年3月16日老発0316第4号 「介護職員処遇改善加算及び介 護職員等特定処遇改善加算に 関する基本的考え方並びに事務 処理手順及び様式例の提示につ いて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画書 ・介護職員処遇改善実績報告書
区分	単位	要件																			
介護職員処遇改善加算（I）	介護報酬総単位数の5.9%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲと職場環境等要件の全てを満たす。																			
介護職員処遇改善加算（II）	介護報酬総単位数の4.3%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ及びⅡの全てと職場環境等要件を満たす。																			
介護職員処遇改善加算（III）	介護報酬総単位数の2.3%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかと職場環境等要件を満たす。																			
介護職員処遇改善加算（IV）	介護職員処遇改善加算（III）の90%に相当する単位数	共通要件を満たし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ又は職場環境等要件のいずれかを満たす。																			
介護職員処遇改善加算（V）	介護職員処遇改善加算（III）の80%に相当する単位数	共通要件を満たす。																			

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等									
27 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 加算の概要 ((I) ~ (II) を同時に算定することはできない。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護職員等特定処遇改善加算(I)</td> <td>介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。</td> </tr> <tr> <td>介護職員等特定処遇改善加算(II)</td> <td>介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数</td> <td>共通要件を満たし、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次の基準に適合し、賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が8万円以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること。ただし、加算算定見込額が少額である等の理由により、当該賃金改善が困難である場合を除く。 ・経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の見込額の平均を上回っていること。 ・介護職員（経験・技能のある介護職員を除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の見込額の平均の2倍以上であること。 ・介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回らないこと。 ②改善計画を作成し全ての介護職員に周知し、区に届け出ている。 ③介護職員特定処遇改善加算の算定額相当の賃金改善を実施している。但し、経営悪化等で事業継続を図るため介護職員の賃金水準(本加算分を除く。)を見直す場合、区に届け出ること。 ④処遇改善に関する実績を区に報告している。 <p>(3) 介護福祉士の配置等要件</p> <p>地域密着型サービス介護給付費単位数表の、地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出ている届け出ていること。</p> <p>(4) 現行加算要件</p> <p>地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(5) 職場環境等要件</p> <p>計画期間に実施する処遇改善（賃金改善を除く）の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知</p> <p>(6) 見える化要件（当該要件については、令和3年度は算定要件とはされない。）</p> <p>特定加算に基づく取組について、ホームページの掲載等により公表していること。</p> <p>※介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。</p> <p>※当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>	区分	単位	要件	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数	共通要件を満たし、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。	介護職員等特定処遇改善加算(II)	介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数	共通要件を満たし、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。	<p>平18厚告126号の別表2の2ホ 留意事項通知第2の3の2 (27) 準用 (第2の2 (18)) 大臣基準告示・五十一の十準用 (第四十八号の二) 令和3年3月16日老発0316第4号 「介護職員処遇改善加算及び介 護職員等特定処遇改善加算に 関する基本的考え方並びに事務 処理手順及び様式例の提示につ いて」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等特定処遇改善計 画書 ・介護職員等特定処遇改善実 績報告書
区分	単位	要件										
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬総単位数の1.2%に相当する単位数	共通要件を満たし、介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。										
介護職員等特定処遇改善加算(II)	介護報酬総単位数の1.0%に相当する単位数	共通要件を満たし、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす。										